

2023年3月22日

レオス・キャピタルワークス株式会社

代表取締役 会長兼社長 藤野 英人

問合せ先： 総合企画本部 経営企画&広報・IR室

(03) 6311-6799

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「資本市場を通じて社会に貢献します」を経営理念としており、この経営理念の実現により中長期的な株主価値の最大化をはかることが経営課題の一つであると考えております。したがって、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の達成のため、実効的なコーポレート・ガバナンスの確立と、それを適切に運営していくことが重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
S B I ファイナンシャルサービスーズ株式会社	6,161,700	51.28%
株式会社 I S ホールディングス	3,051,000	25.39%
遠藤昭二	1,427,300	11.88%
藤野英人	540,000	4.49%
湯淺光裕	420,500	3.50%
遠藤美樹	180,000	1.50%
株式会社 3 A	179,500	1.49%
岩田次郎	54,000	0.45%
上神田恵子	1,500	0.01%

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

株式会社三菱UFJ銀行	1,000	0.01%
-------------	-------	-------

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	SBIホールディングス株式会社
親会社の上場取引所	東京

補足説明

SBIファイナンシャルサービス株式会社は、SBIホールディングス株式会社の100%子会社であります。

なお、SBIファイナンシャルサービス株式会社はSBIグループにおける金融サービス事業の統括・運営を行う中間持株会社であり、独自の事業を行っていないため、当社グループに与える影響が最も大きい親会社はSBIホールディングス株式会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主であるSBIホールディングス株式会社は当社の親会社に該当しております。支配株主グループには当社投資信託の販売会社としてパートナー関係にある企業が存在しますが、当社の事業は同グループの各企業の事業とは競合しておりません。当社においては、少数株主の利益保護のため、取締役会の構成において支配株主の役職員以外の者が過半数を占めることを取締役候補者の指名方針としており、親会社の役職員を当社の取締役に1名選任しております。また、当社は支配株主グループとの取引は原則行なわないこととし、取引を行なうこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、および取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行なうこととしております。

なお、当社管理本部長を管理責任者とし、上記方針を「関連当事者取引管理規程」に定め、周知徹底を図っております

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社取締役のうち親会社であるSBIホールディングス株式会社の業務執行を行っているものは1名のみであり、当社取締役8名の半数に至る状況ではなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況であると考えております。また、更に経営の独立性を高める観点から、親会社の企業グループ外から社外取締役が3名就任し、取締役会での審議に参加しております。また、当社はSBIホールディングス株式会社と、経営管理契約を締結し、連結決算に重要な影響を与える事項そのほか、「報告する」経営管理を定めていますが、「協議・相談する」との定めはありません。経営管理に関して、SBIホールディングス株式会社から指示を受けることはなく、協議・相談することもありません。一方、SBIホールディングス株式会社は、コーポレート・ガバナンス報告書のなかで、「上場子会社を有する当社におけるグループ経営に関する考え方と、上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に対する考え方」として、「少数株主の保護に向けては、当社グループではそれぞれのグループ各社の経営の独立性を尊重し、アームズ・レンジス・ルールに則って公正で合理的な取引を確保しています。例えば、当社グループでは各上場会社と経営管理契約を締結し、主に連結業績管理や他社との業務提携、投資有価証券（政策保有に係るもの）の取得・処分に関する事項を含む適時開示事項などの報告のみを受ける体制を敷いています。このほか、同子会社に対しては当社グループのレビュー・テーションを毀損する恐れがある場合に、調査権を有する旨を定めていますが、当社としてはそれぞれの上場子会社の独立性を尊重し、経営管理は委ねています。」と述べています。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人 数	3名

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
藤本 隆	他の会社の出身者										
中村 利江	他の会社の出身者										
垣内 俊哉	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任のある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本 隆	○	—	社外取締役藤本隆氏は、金融業界における幅広い経験と豊富な知識を有しております、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための助言・提言を得られると判断し選任しております。
中村 利江	○	—	社外取締役中村利江氏は、企業経営に関する幅広い経験と豊富な知識を有しております、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

			の合理性を確保するための助言・提言を得られると判断し選任しております。
垣内 俊哉	○	—	社外取締役垣内俊哉氏は、企業経営や障害者インクルージョンに関する幅広い経験と豊富な知識を有しており、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための助言・提言を得られると判断し選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			なし			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
4	—	1	3	—	—	社外取締役

補足説明

当社では、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として、報酬諮問委員会を2022年6月に設置しました。報酬諮問委員会は、取締役4名（うち、社外取締役3名）で構成され、年間に4～6回程度の開催が予定されており、取締役会の委任を受けて又は諮問に応じて、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針、取

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容などについて審議したうえで、自ら決定し又は取締役会に対して答申しております。

報酬諮問委員会の構成員は以下のとおりです。

役職名	氏名	議長
社外取締役	藤本 隆	○
社外取締役	中村 利江	
社外取締役	垣内 俊哉	
常務取締役管理本部長	岩田 次郎	

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は参加する取締役会および監査役会において、内部監査および会計監査の概要について報告を受けております。また、監査役は、定期的に、会計監査人から会計監査の概要について直接報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加賀谷 達之助	公認会計士													
高見 秀三	他の会社の出身者										△			
安田 和弘	弁護士													
和田 耕児	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加賀谷 達之助	○	—	社外監査役加賀谷達之助氏は、監査法人に長年勤め、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから専門的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査することができると判断し選任しております。
高見 秀三	○	高見秀三氏は、過去大和証券株式会社の使用人及び監査役として務めておりました。当社グループは、同社グループとの間に取引がありますが、直近事業年度における取引額は僅少であるため、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はございません。	社外監査役高見秀三氏は、金融機関に長年勤め、金融業界における幅広い経験と豊富な知識を有していることから専門的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査することができると判断し選任しております。
安田 和弘	○	—	社外監査役安田和弘氏は、弁護士として豊富な業務経験と高度な専門性を有していることから、専門

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

			的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査することができると判断し選任しております。
和田 耕児	○	—	社外監査役和田耕児氏は、監査法人に長年勤め、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから専門的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査することができると判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、当社の業績向上のため、従業員の士気向上を目的として実施したものです。

【取締役報酬関係】

開示状況	一部のものだけ個別開示
------	-------------

該当項目に関する補足説明

事業報告において、取締役に支払った取締役としての報酬の総額および報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等を決定するに当たっての方針、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容などを決定するに当たっては、事前に報酬諮問委員会にその内容を委任または諮問することを予定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に社外取締役・社外監査役へ当該資料を送付し、社外取締役、社外監査役が十分に検討する時間を確保しております。また、必要に応じてその説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法上の機関として取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社における企業統治の体制の概要は、以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社では、業務の執行に関し、迅速な意思決定を行なうため、取締役8名（うち、社外取締役3名）で構成する定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令および定款に定められた事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項を審議・決議しております。

(b) 監査役会

当社では、取締役の職務執行に対する監査のため、監査役4名（うち、常勤社外監査役2名）で構成する監査役会を設置しております。監査役会は、原則として毎月1回開催しております。また、監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べており、常勤監査役は社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。さらに、監査役は、会計監査人および内部監査室と積極的に情報交換を行ない、相互に連携を密にすることで、監査の実効性の確保を図っております。

(c) 報酬諮問委員会

当社では、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として、報酬諮問委員会を2022年6月に設置しました。報酬諮問委員会は、

取締役4名（うち、社外取締役3名）で構成され、年間に4～6回程度の開催が予定されており、取締役会の委任を受けて又は諮問に応じて、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容などについて審議したうえで、自ら決定し又は取締役会に対して答申しております。

(d) 本部長会議

当社では、取締役会の下部組織として、重要な経営方針や業務執行に関する事項を審議・決議するため、本部長会議を設置し、原則として毎週1回開催しております。本部長会議は、常勤取締役、本部長、代表取締役社長が指名する者で構成され、常勤監査役は原則としてこれに参加することとなっています。

e) 幹部会議

当社では、各部室の業務遂行状況に係る情報交換を行ない、各部室が単独で決定できないまたは全社的な対応が必要な重要事項等について審議・決定するため、幹部会議を設置し、原則として毎週1回開催しております。幹部会議は、常勤取締役、各部室長、議長が特に必要と認めた者で構成され、常勤監査役は原則としてこれに参加することとなっています。

(f) 内部監査

内部監査については、業務執行から独立した組織として代表取締役社長直轄の内部監査室を設けており、専任の内部監査室担当者3名および他部署との兼務者1名が年度毎に定めた内部監査計画に沿って、当社の業務全般についての効率性、内部統制の有効性およびコンプライアンスの状況についての監査を実施しております。内部監査室は、監査結果につき、内部監査報告書を作成の上、代表取締役社長、取締役会、監査役会等に報告を行ないます。また、改善の必要がある項目に関しては、被監査部門等に対して改善を指示し、その後の改善状況を適切に管理する等、監査結果を踏まえた改善対処を行なっております。また、適宜、会計監査人および監査役と打合せを行なっており、監査効率の向上を図っております。

(g) チーフ・コンプライアンスオフィサー（C C O）

当社では、当社のコンプライアンス業務を統括する者としてチーフ・コンプライアンスオフィサー（C C O）を設置しております。C C Oは、重要な会議への出席やコンプライアンス本部からの報告に基づき、各部室のコンプライアンス担当者およびコンプライアンス本部のコンプライアンス業務を指導、統括します。

(h) コンプライアンス本部

C C Oが所管するコンプライアンス本部は、コンプライアンス部およびリスク管理部で構成されます。コンプライアンス部は、業務全般に係るコンプライアンス管理および法務リスク管理に関する業務を行なっており、リスク管理部は、事務効率向上および事務執行態勢の堅確化のための新たな業務処理方法の企画・開発、各部室が実施する自主点検の確認・分析、自主点検の実施内容に関する指導・助言、運用リスクの調査・分析・管理に関する事項に関する業務を行なっております。これらの部署は、各部室から相談・報告を受けるとともに、必要に応じて外部の顧問弁護士等に相談の上、その内容をC C Oに報告し、対応策について指示を受けることにより、コンプライアンスに関する積極的な監督牽制を実

現する態勢の構築・運用を進めております。

(i) 会計監査人

当社は、会計監査人として、東陽監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性の高い社外取締役および社外監査役が代表取締役社長を含む取締役の職務執行の監督・監査を行なうことにより、実効的なコーポレート・ガバナンスが適切に実践され、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が達成されると認識しております。

特に、金融商品取引業者である当社は、これまで意識していた一流の運用、一流の営業だけではなく、一流のコンプライアンス態勢も必要であると経営陣が認識しており、理想を意識した全社的なコンプライアンス態勢の構築・運用を進めております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送を行える体制整備に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定については、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主構成等を注視しながら、今後検討すべき事項と考えております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	ホームページにて公開予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会については、株式公開後の海外投資家比率を踏まえて、今後検討してまいります。	
IR資料をホームページ掲載	ホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書等、適時開示書類、IRニュース等々を掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画&広報・IR室、総務部・経理財務部を中心に実施してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「適時開示規程」に基づき、ステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かり易く公平かつ適時・適切に提供すること」を実践してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法の規定に従い、「内部統制システム整備に関する基本方針」について、次のとおり定めております。

(I) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(i) 役職員が、高い倫理観、遵法精神、誠実性、公平性をもって業務を遂行することを常時保つべき基本姿勢とし、これらを徹底するため、基本規程としてコンプライアンス基本方針および親会社グループ・コンプライアンス行動規範を定める。

(ii) 原則として毎月 1 回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、社外取締役によるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

(iii) 取締役会の決議により CCO (チーフ・コンプライアンスオフィサー) を選任し、CCO の所管部門であるコンプライアンス本部において、コンプライアンス上の課題・問題の把握につとめ、また、取締役および使用人全体の教育等を行ない、法令および諸規則の理解を深め、法令遵守、業務適切性、内部統制の適正運用を確保すべくつとめるものとする。

(iv) 内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施し、これらの内容を定期的に取締役会および監査役会に報告する。

(v) 内部窓口を常勤監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を取締役および使用人が発見した場合にそれらを報告することを可能とし、制度を取締役および使用人に対して周知する。また、内部通報を行なった者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知する。

(II) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(i) 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的記録に記載または記録し、取締役会議事録、株主総会議事録等として保存・管理する。

(ii) 取締役および監査役は、社内規程にしたがい (i) の記録を常時閲覧できるものとする。

(III) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) リスク管理部門が業務運営上発生する各種リスクを洗い出し、各部門の所管業務に付随するリスクは当該部門長が、組織横断的リスクはリスク管理部門長が適切に管理する。リスク管理の状況については、定期的に取締役会に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討する。

(ii) 自然灾害、人為的暴力および情報システムの停止等による経営危機に対しては、危機管理規程を予め定め、事前対応に努めるとともに被害発生時の効果的な対応に備える。

(iii) 内部監査室は、全社のリスク管理体制について内部統制の適正運用確保の観点からその適正性を評価し、その結果を代表取締役社長および取締役会に報告する。

(IV) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (i) 取締役会は中期経営計画など経営一般に関する重要事項を審議・決定する。また、取締役間の職務分担を明確にするため、組織規程および業務分掌規程を定める。
- (ii) 取締役会は原則として毎月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、取締役間での意思疎通を図るとともに、事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行なう。
- (iii) 社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備につとめる。

(V) 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 支配株主グループとの取引は原則行なわないこととし、取引を行なうこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、および取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行なう。

(ii) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保のため、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、各社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役、使用人およびその他企業集団の業務に関わる者（以下「子会社の役職員等」という。）から、その職務執行に係る事項についての事前協議または報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、資料の閲覧、監査等を行うことができるものとする。

(iii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社のリスク管理部門が業務運営上発生する各種リスクを洗い出し、各部門の所管業務に付随するリスクは当該部門長が、組織横断的リスクはリスク管理部門長が適切に管理する。リスク管理の状況については、定期的に取締役会に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討する。
- ② 子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社の内部監査室は、全社のリスク管理体制について内部統制の適正運用確保の観点からその適正性を評価し、その結果を代表取締役社長および取締役会に報告する。

(iv) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- ① 子会社においても、取締役会は経営一般に関する重要事項を審議・決定する。また、取締役間の職務分担を明確にするため、組織規程および業務分掌規程を定める。
- ② 子会社においても、取締役会は原則として毎月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、取締役間での意思疎通を図るとともに、事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行なう。

③ 子会社においても、社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的な状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備につとめる。

(v) 子会社の役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 子会社の役職員等が、高い倫理観、遵法精神、誠実性、公平性をもって業務を遂行することを常時保つべき基本姿勢とし、これらを徹底するため、基本規程としてコンプライアンス基本方針およびSBIグループ・コンプライアンス行動規範を定める。

② 子会社においても、原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、監査役らによるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

③ 子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社のCCOの所管部門であるコンプライアンス本部において、コンプライアンス上の課題・問題の把握につとめ、また、子会社の役職員等全体の教育等を行ない、法令および諸規則の理解を深め、法令遵守、業務適切性、内部統制の適正運用を確保すべくつとめるものとする。

④ 子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社の内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施し、これらの内容を定期的に取締役会および監査役会に報告する。

⑤ 子会社においても、内部窓口を監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を子会社の役職員等が発見した場合にそれらを報告することを可能とし、制度を子会社の役職員等に対して周知する。また、内部通報を行なった者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を子会社の役職員等に周知する。

(vi) 子会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。

(VI) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性および当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

(i) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、これに対応する。当該使用者の選定および管理の方法は、監査役の同意を得る。

(ii) (i)により選定された使用者は、監査役の命令にしたがいその職務を遂行する。

(iii) 当該使用者の任命、異動、人事考課等は、監査役の同意を得る。

(VII) 取締役および使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならび

に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

(i) 監査役は取締役会等の重要会議に出席して取締役および使用人から業務報告を受け、必要に応じてその基礎資料を徵求する。また、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。

(ii) 取締役および使用人は、次の事項を知った時には、すみやかに監査役に報告する。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ 重大なコンプライアンス違反事項
- ④ 外部からのクレームでリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ その他コンプライアンスに係る重要な事項

(iii) 監査役へ報告を行なった取締役および使用人に対し、当該報告を行なったことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役および使用人に対して周知する。

(VIII) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(IX) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、経営上の課題および問題点の情報共有を行う。

(ii) 監査役は、監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図る目的で、内部監査部門および会計監査人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(iii) 監査役は、監査の実施上必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に活用することができる。

(X) 財務報告の信頼性を確保するための体制

(i) 財務報告の作成にあたっては、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準にしたがって業務遂行に伴う全ての取引を正確かつ迅速に処理し、会社の財政状態および経営成績に関し真実明瞭なる報告を行なう。

(ii) 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備状況および運用状況について自ら評価し、取締役会に結果報告を行なうとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

(XI) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、警察等関係機関とも連携して、一

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

切関わりを持たず、また不当な要求に対しては組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、警察等関係機関とも連携して、一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては組織全体として毅然とした姿勢で対応いたします。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

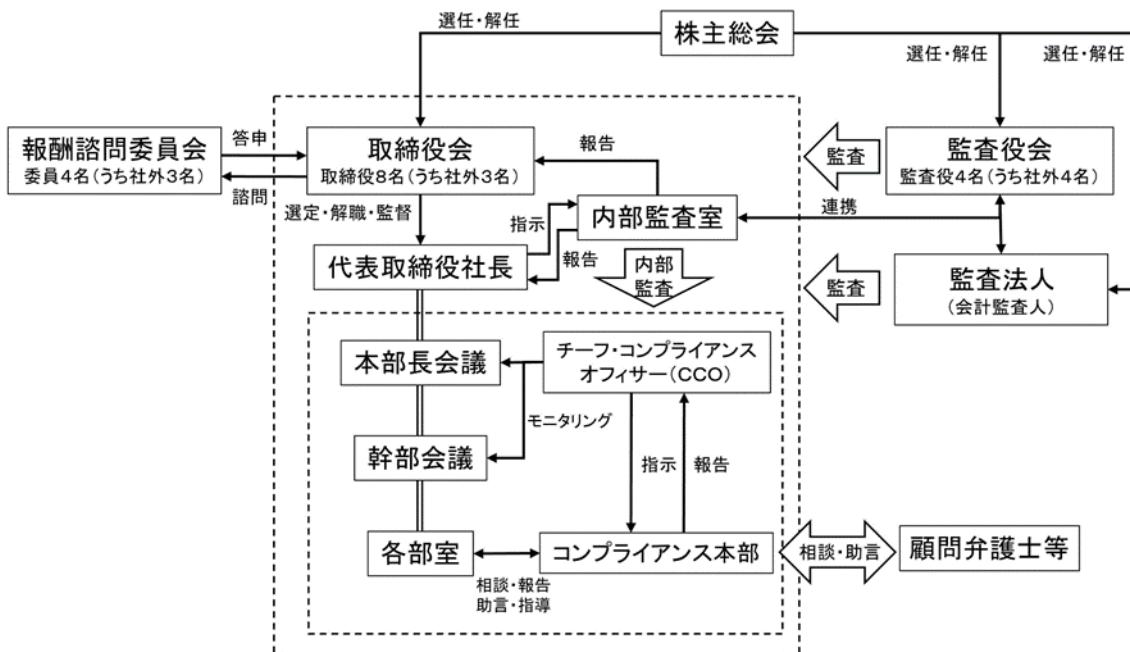
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

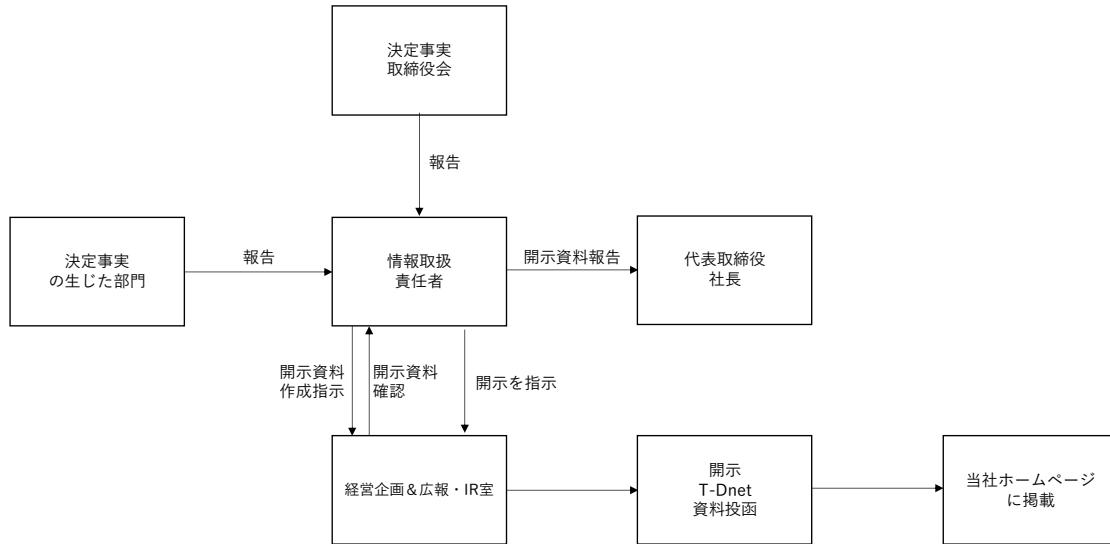
記載すべき事項はございません。

【模式図(参考資料)】

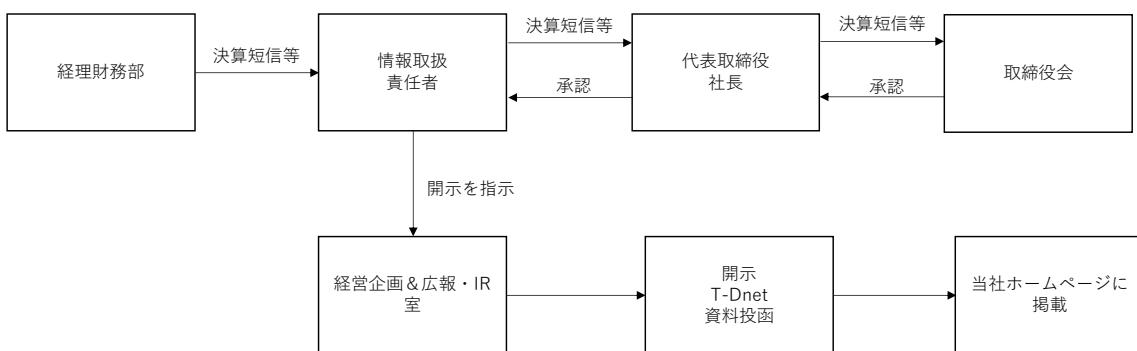


【適時開示体制の概要（模式図）】

- ・決定事実・発生事実に関する適時開示業務フロー



決算に関する情報の適時開示業務フロー（決算短信、四半期決算短信）



以上